

岩手県告示第317号

分収造林あっせん規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

分収造林あっせん規程の一部を改正する告示

分収造林あっせん規程（昭和35年岩手県告示第664号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）				
条 項	提出書類及 び添付書類	様 式	提出 部数	経 由	条 項	提出書類及 び添付書類	様 式	提出 部数	経 由
[略]					[略]				
第7条の 規定によ る書類	[略]		契約対象地を所管 する広域振興局長 又は地方振興局長		第7条の 規定によ る書類	[略]		契約対象地を所管 する広域振興局長	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。